は改正箇所

(指定期間) 第19条 指定管理者の指定の期間は、3年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後2年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。 最初の3月31日までとする。	現 行	改 正 案
	(指定期間) 第19条 指定管理者の指定の期間は、3年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後2年を経過した日以後における	(指定期間) 第19条 指定管理者の指定の期間は、 <u>5年</u> とする。ただし、年度の途中で指定 る場合の指定の期間は、その指定の日からその後 <u>4年</u> を経過した日以後におけ